2026 年 11 月 20 日
企業会計基準委員会

**実務対応報告公開草案第 75 号**

# 「GX推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」の公表

## コメントの募集

2025 年 6 月に「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 52 号）により「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（令和 5 年法律第 32 号）（以下「GX 推進法」という。）が改正され、GX 推進法に基づく排出量取引制度が法定化されました。GX 推進法に基づく排出量取引制度は 2026 年 4 月 1 日から開始され、二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に対して、排出量取引制度に参加することが義務付けられています。

我が国の会計基準では、当委員会が 2004 年 11 月に公表した実務対応報告第 15 号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」において、京都議定書で定められた京都メカニズムにおけるクレジット獲得のための支出等に係る会計処理に関して当面必要と考えられる実務上の取扱いが明らかにされていますが、企業ごとに排出量削減義務が課された場合の会計処理については取り扱われていませんでした。

このため、法的義務を伴う排出量取引制度における会計上の取扱いについては改めて検討が必要と考えられるとして、2025 年 7 月に公益財団法人財務会計基準機構内に設けられている企業会計基準諮問会議に対して、法的義務を伴う排出量取引制度の対象事業者の会計処理について検討するよう要望が寄せられました。これを受けて、2025 年 7 月に開催された第 551 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議より、排出量取引制度に係る会計上の取扱いに関して検討を行うことが当委員会に提言され、当委員会では、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示に関する当面の取扱いについて検討を重ねてまいりました。

今般、2026 年 11 月 17 日開催の第 588 回企業会計基準委員会において、標記の「GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に対す

るコメントがございましたら、2027年1月22日（金）までに、電子メールにより下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないこと、寄せられたコメントについては氏名又は名称を含め当委員会のホームページに原則として公開することを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル：haishutsuryo2026@asb-j.jp

## 本公開草案の概要及び質問項目

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案の内容を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な検討のために本公開草案をお読み頂きますようお願い申し上げます。

また、コメントをお寄せ頂く方の便宜のため、個別の質問項目を以下の概要に含めていますが、コメントの対象はこれらに限られるものではありません。さらに、すべての質問項目についてご回答頂く必要はありません。

### ■ 範　囲（本公開草案第 2 項、BC6 項から BC9 項）

（提案内容）

本公開草案は、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計処理及び開示に適用することを提案している。

（提案理由）

本公開草案では、GX 推進法に基づく排出量取引制度が法定化され、2026 年度から二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者に当該制度への参加が義務付けられたことを受け、当該制度における会計処理の予見性を高めるために迅速な基準開発を行うことを優先し、GX 推進法に基づく排出量取引制度における制度対象事業者の会計上の取扱いに範囲を限定して基準開発を進めることとした。

なお、本公開草案では GX 推進法に基づく排出量取引制度を対象とすることを提案しているが、排出量削減に係る義務が課される他の制度についても、GX 推進法に基づく排出量取引制度と同じ要素については本実務対応報告を準用することが適切であると考えられる。ただし、排出枠について取引市場が整備されていない場合など、GX 推進法に基づく排出量取引制度と異なる要素については、当該要素を反映することが適切であると考えられる。

### ■ 会計処理

#### ➢ 基本となる考え方と会計処理（本公開草案第 4 項から第 12 項、第 16 項及び第 17 項、BC5 項、BC10 項から BC29 項及び BC38 項から BC42 項）

（提案内容）

本公開草案では、制度対象事業者は、割当年度ごとに排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を閾値とし、割当年度における排出実績量（J-クレジット等を無効化した場合には、当該無効化による控除を反映した数量とする。以下同じ。）が、当該閾値を上回ることが見込まれるのか、下回ることが見込まれるのかにより、次のとおり会計処理を行うことを提案している。

(1)　割当年度における排出実績量が、当該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回ることが見込まれる場合で、期末日において、当

該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回る可能性が高いときには、当該上回ると見込まれる数量の排出枠の取得に要する額のうち、当期の負担に属する金額を費用として引当金に繰り入れる。

割当以外の方法により取得した排出枠を保有している場合、上記の費用及び引当金の計上額の算定において、当該排出枠を優先して償却に充てるものとみなす。排出枠の取得に要する額は、割当以外の方法により取得した排出枠が充てられるとみなされる部分については、当該割当以外の方法により取得した排出枠の帳簿価額により算定する。残りの部分については、期末日時点の排出枠の市場価格に、残りの排出枠の数量を乗じて算定する。

(2) 割当年度における排出実績量が、当該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を下回ることが見込まれる場合、通知日において、当該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を下回る数量の排出枠について、通知日時点の排出枠の市場価格を乗じて算定した額により利益及びこれに対応する資産を計上する。

償却日においては、次のいずれか少ない数量に対応する額について、資産である割当以外の方法により取得した排出枠と負債である引当金を取り崩し、取崩しにあたり差額が生じた場合には、当該差額を損益として計上することを提案している。

(1) 割当以外の方法により取得した排出枠の数量の償却日における残高

(2) 引当金を計上した排出枠の数量の償却日における残高

**(提案理由)**

**基本となる考え方**

GX 推進法に基づく排出量取引制度では、最初の排出枠の割当ては 2027 年 11 月、排出枠取引市場の開設は 2027 年秋頃とされており、制度対象事業者が実際にどのような排出枠の取引活動を行うのかについて現時点で予測することは困難である。このため、本公開草案においては、制度対象事業者は保有義務の充足を主たる目的として排出枠を保有するとの前提を置き、資産として計上する排出枠は、市場価格の変動によって利益を獲得することを目的にした金融投資ではなく、企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的にした事業投資であるとして会計処理を定めている。

また、GX 推進法に基づく排出量取引制度では、制度対象事業者は、国から排出目標量に基づき排出枠が割り当てられるとともに、排出実績量と等量の排出枠を保有することが義務付けられている。この点、制度対象事業者にとっては、無償で割り当てられた排出枠という権利と、排出実績に基づいて排出枠を保有し償却に充当する義務が同時に生じていると考えられる。当該権利と義務との組み合わせで考えると、制度対象事業者は、無償で割り当てられた排出枠については市場等で売却することにより経済的便益の流入を得ることができるものの、排出実績量が排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出

枠の数量を下回らない限り市場等から排出枠を買い戻す必要があるため、無償で割り当てられた排出枠に係る経済的便益を支配しているとはいえないと考えられる。このため、国から無償で排出枠が割り当てられた時点では、制度対象事業者は当該排出枠を資産に計上せず、同時に当該義務に係る負債も計上しないものと考えられる。

上記を踏まえると、GX 推進法に基づく排出量取引制度では、国から制度対象事業者に無償で排出枠が割り当てられた時点では、条件付の義務又は権利が存在し、排出実績に応じた条件の達成又は未達成により、条件付の義務又は権利の一方が確定し、他方は消滅すると考えられる。このため、本公開草案では、国から制度対象事業者に排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を閾値とし、割当年度における排出実績量が、当該閾値を上回ることが見込まれるのか、下回ることが見込まれるのかにより、会計処理を定めることを提案している。

**排出実績量が無償で割り当てられた排出枠の数量を上回ることが見込まれる場合**

割当年度における排出実績量が、当該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回ることが見込まれる場合には、条件付の義務が存在すると考えられる。このような条件付の義務については、通常、企業会計原則注解（注 18）に従い、一定の条件を満たした時点で引当金を計上することが考えられる。そこで、本公開草案では、排出実績量が排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回る可能性が高いときには、当該上回ると見込まれる数量の排出枠の取得に要する額のうち、当期の負担に属する金額を費用として引当金に繰り入れることを提案している。

制度対象事業者が計上する費用の額は、追加的に必要な排出枠の調達額により見積ることが考えられる。すなわち、割当年度における排出実績量が、当該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回ると見込まれる部分について、排出枠の単価を乗じた額により算定することが考えられる。ここで、本公開草案では、制度対象事業者が割当以外の方法により取得した排出枠は、保有義務を充足する目的で保有し優先して償却に充てることを前提とし、排出枠の単価については、割当以外の方法により取得した排出枠を保有している場合には当該排出枠の単価を用いることとする一方、割当以外の方法により取得した排出枠を保有していない場合には、将来において市場等から排出枠を調達することとなるため、最善の見積りとして期末日時点の排出枠取引市場の市場価格を用いることを提案している。

なお、GX 推進法に基づく排出量取引制度のスケジュールでは、当割当年度の償却日（翌割当年度の 1 月 31 日）より前に翌割当年度の排出枠の割当日（翌割当年度の 11 月 30 日）が到来し、かつ翌割当年度に割り当てられた排出枠は年度の制限なく保有義務に充当可能であるため、制度対象事業者は、当割当年度の償却日において 2 年度分の無償で割り当てられた排出枠を保有することとなる。これに対し、本公開草案では、当割当年度の引当金の会計処理においては翌割当年度の無償で割り当てられた排出枠を加味せず、割当年

度ごとに排出目標の達成又は未達成に係る損益を計上することを提案している。これは、割当年度における排出実績量が、当該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回った事実は確定しており、当割当年度の償却日には単に翌割当年度の無償で割り当てられた排出枠を前倒しで使用しているにすぎないと考えられるためである。

**排出実績量が無償で割り当てられた排出枠の数量を下回ることが見込まれる場合**

割当年度における排出実績量が、当該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を下回ることが見込まれる場合には、条件付の権利が存在すると考えられる。このような条件付の権利については、通常、その権利が確実になった時点で買い戻す必要がなくなり、無償で割り当てられた排出枠に対する支配を獲得したことになるため、資産及び利益を計上することが考えられる。本公開草案では、権利が確実になった時点について、数量が確実になる通知日とすることを提案している。

**無償で割り当てられた排出枠の売却**

無償で割り当てられた排出枠は割当時に資産として計上されていないため、当該排出枠が他者に売却された場合は、資産の売却の会計処理を行わないことが考えられる。この点、制度対象事業者は償却日まで排出実績量と等量の排出枠を保有する義務から解放されておらず、当該売却取引については、実質的に排出枠を担保とした資金取引とみなすこともできると考えられる。このような経済的実質の観点から、制度対象事業者においては、無償で割り当てられた排出枠の売却があっても直ちに損益を計上せず、売却による入金額の全額を仮受金等の負債として計上することを提案している。

この仮受金等の負債については、会計上は売却処理していないものの、売却により排出枠の口座残高が減少しているため、割当年度の排出実績量、無償で割り当てられた排出枠の数量及び無償で割り当てられた排出枠を売却した数量の相互関係によって、排出枠の売却額を意味する場合もあれば、保有義務を充足するために排出枠を買い戻す義務を意味する場合もあるため、その計上時においては性質が未確定の仮勘定項目であると考えられる。このため、当該性質が確定すると考えられる通知日及び償却日において一定の要件を満たした場合には、資産である割当以外の方法により取得した排出枠と負債である仮受金等の負債を取り崩すことを提案している。

- **割当以外の方法により取得した排出枠の購入及び売却（本公開草案第 13 項から第 15 項、BC30 項から BC37 項）**

**（提案内容）**

制度対象事業者が他者から購入した、割当以外の方法により取得した排出枠は、取得原価をもって資産を計上することを提案している。また、制度対象事業者が割当以外の方法

により取得した排出枠を売却した場合に売却の会計処理を行うこと、及び割当以外の方法により取得した排出枠は、保有義務を充足するために保有するものとみなし、期末日に評価替えを行わないことを提案している。

**（提案理由）**

本公開草案では、制度対象事業者が排出枠を購入するのは、専ら保有義務の充足のためであるとの前提を置いており、資産として計上する排出枠は企業が事業の遂行を通じて成果を得ることを目的にした事業投資であるとしているため、取得原価を基礎とすることが適切であると考えられる。また、無償で割り当てられた排出枠は制度対象事業者の割当年度の保有義務から解放されていない一方で、割当以外の方法により取得した排出枠は制度対象事業者の割当年度の保有義務とは直接紐づいたものではないという点で違いがあると考えられる。このため、無償で割り当てられた排出枠と割当以外の方法により取得した排出枠を区別した上で、割当以外の方法により取得した排出枠については支配を獲得していることをもって資産に計上することを提案しており、これを売却することについて制約がないと考えられることから、売却時に資産の売却の会計処理を行うことを提案している。

また、制度対象事業者が割当以外の方法により取得した排出枠を保有義務の充足に使用する場合には、当該使用そのものにより投資の目的が直接達成され、販売やその他の事業活動により投資が回収されるものではない。このため、制度対象事業者の保有義務の充足に用いられる前提の下では、割当以外の方法により取得した排出枠について必ずしも評価替えを行う必要はないと考えられることを踏まえ、期末日に評価替えを行わないことを提案している。なお、制度対象事業者が割当以外の方法により取得した排出枠の主な保有目的は保有義務の充足にあるとの前提に基づき帳簿価額の評価替えを不要とすることに関して、今後の GX 推進法に基づく排出量取引制度や排出枠取引市場の進展、それに伴う制度対象事業者の排出枠の保有の状況等の変化に応じて、当委員会の判断により必要な対応を追加的に図ることとしている。

- **共同届出を行う場合の会計処理（本公開草案第 18 項、BC43 項から BC45 項）**

**（提案内容）**

共同届出を行う場合、次のように会計処理することを提案している。

(1) 共同届出を行う制度対象事業者と当該共同届出に含まれる密接関係者を合わせた単位で、割当年度ごとに排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を閾値とし、割当年度における排出実績量が、当該閾値を上回ることが見込まれるのか、下回ることが見込まれるのかの判定を行い、上記の基本となる考え方に基づく費用又は利益を算定する。

(2) (1)で算定した費用又は利益について、共同届出を行う制度対象事業者と当該共同届出に含まれる密接関係者の排出実績を反映する合理的な方法によって配分し、

それぞれの費用又は利益として計上する。

**（提案理由）**

GX 推進法に基づく排出量取引制度において共同届出を行う場合は、共同届出を行う制度対象事業者と当該共同届出に含まれる密接関係者を合わせた集合体（以下「共同届出体」という。）の単位で設定した排出目標量に基づき排出枠が無償で割り当てられ、共同届出体の単位で算定した排出実績量に基づき排出枠の保有義務を履行することとなるため、共同届出体の単位で排出量削減に係る義務を負うことになると考えられる。

このため、本公開草案の会計処理の考え方を共同届出体に適用するには、共同届出体の単位で排出実績量が排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回ることが見込まれるのか、下回ることが見込まれるのかを検討することを提案している。共同届出体の単位で算定される費用又は利益は、共同届出体を構成する制度対象事業者全体の排出実績の合計である排出実績量に基づく結果であるため、当該費用又は利益を各制度対象事業者に配分することにより、それぞれの事業者が排出実績に応じた費用又は利益を計上することを提案している。

**質問 1（会計処理に関する質問）**

| |
|---|
| 本公開草案の会計処理に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。 |

## ■ 開　示

### ➢ 表　示（本公開草案第 19 項、BC46 項から BC54 項）

**（提案内容）**

制度対象事業者が資産として計上する排出枠は、「排出枠」等の適切な科目を用いて、貸借対照表の流動資産の区分に表示し、制度対象事業者が排出枠の保有義務に関して計上する引当金は、「排出枠の保有義務に係る引当金」等の適切な科目を用いて、貸借対照表の流動負債の区分に表示することを提案している。また、制度対象事業者が無償で割り当てられた排出枠を売却した場合の入金額については、「仮受金」等の適切な科目を用いて、貸借対照表の流動負債の区分に表示することを提案している。

制度対象事業者が排出枠の保有義務に関して計上する損益は、「排出枠の保有義務に係る損益」等の適切な科目を用いて、損益計算書の売上原価又は販売費及び一般管理費の区分に表示することを提案している。

**（提案理由）**

制度対象事業者が資産として計上する排出枠の表示については、排出枠が譲渡可能な無形の財産的価値であるのみならず、本制度の枠内においては決済手段に相当する性質を有しており、主として保有義務の充足に用いることが考えられる点に着目すると、無形

固定資産、金融資産又は棚卸資産のいずれに表示することもその性質を適切に表すことにはならないと考えられる。したがって、制度対象事業者が資産として計上する排出枠は、独自の表示科目の「排出枠」等の適切な科目を用いて表示することを提案している。

制度対象事業者が計上する負債のうち、割当年度の排出実績量が当該割当年度の排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回る可能性が高い場合に計上される引当金は、企業会計原則注解（注 18）における引当金に該当するものであり、制度対象事業者が保有義務を充足するために計上する負債であることから「排出枠の保有義務に係る引当金」等の適切な科目を用いて表示することを提案している。また、制度対象事業者が無償で割り当てられた排出枠を売却した場合の入金額については、仮計上される性質のものであることから、「仮受金」等の適切な科目を用いて負債として表示することを提案している。

制度対象事業者が計上する損益は、制度対象事業者にとって GX 推進法に基づく排出量取引は事業の遂行上必要な活動である点、及び制度対象事業者が排出枠を最終的には制度上課される保有義務の充足に用いることに鑑みれば、制度に関する一連の取引から生じる損益とも考えられる点を踏まえ、正負いずれの場合でも営業費用として表示することを提案している。

➢ **注記事項に関する検討（本公開草案 BC55 項）**

GX 推進法に基づく排出量取引制度における排出枠の割当ては 2027 年 11 月に開始され、また、排出枠取引市場が開設されるのは 2027 年秋頃とされていることから、本公開草案の公表時点では排出量取引が実際に行われておらず、どのような情報が財務諸表利用者にとって有用かの判断を行うことは困難である。したがって、本公開草案では注記事項の具体的な定めを設けず、今後の GX 推進法に基づく排出量取引制度や排出枠取引市場の進展状況に応じて別途定めることの要否を当委員会において判断することとしている。

**質問 2（開示に関する質問）**

| |
|---|
| 本公開草案の開示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。 |

■ **適用時期等（本公開草案第 20 項及び第 21 項、BC56 項から BC58 項）**

**（提案内容）**

連結財務諸表及び個別財務諸表については、2026 年 12 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案している。また、期中連結財務諸表及び期中個別財務諸表については、2027 年 11 月 30 日を含む期中会計期間から適用することを提案している。

適用初年度においては、本実務対応報告が定める新たな会計方針を将来にわたって適用し、排出実績量が排出目標量に基づき無償で割り当てられた排出枠の数量を上回ることが見込まれる場合に計上される費用のうち、本実務対応報告の適用初年度の期首より前の期間に対応する額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減することを提案している。

**（提案理由）**

GX 推進法に基づく排出量取引制度の初年度である 2026 年度の割当年度においては排出目標量の届出や排出枠の割当て等について特例的な手続が定められており、2026 年度の割当年度の排出目標量及び排出実績量の早期の算定に一定の実務上の困難性がある可能性がある。また、排出枠取引市場の開設についても 2027 年秋頃とされていることから、排出枠取引市場の開設まで市場価格が存在しない状況にある。これらを踏まえ、適用時期については、排出枠取引市場が開設され、排出枠の割当てが開始される 2027 年 11 月 30 日を含む連結会計年度及び事業年度の期首から、すなわち 2026 年 12 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首からとすることとし、期中決算においては、2027 年 11 月 30 日を含む期中会計期間から適用することを提案している。

また、本実務対応報告が定める新たな会計方針を 2026 年 12 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から将来にわたって適用すると、排出実績によっては本実務対応報告の適用初年度において 2026 年度の割当年度と 2027 年度の割当年度の 2 年度分について費用が計上される可能性がある。この点、排出枠取引市場が開設されておらず参照する市場価格が存在しない期間について本実務対応報告を遡及適用することはできないが、適用初年度に 2 年度分の費用が計上されることは排出実績の測定対象期間と費用計上時期との対応の観点からは適切ではないと考えられるため、適用初年度の期首より前の期間に対応する費用（引当金）の額を適用初年度の期首の利益剰余金に加減することを提案している。適用初年度の期首より前の期間に対応する額を算定する際の単価については、排出枠取引市場が開設されてから最初に決定された市場価格（終値）を用いることを提案している。

**質問 3（適用時期等に関する質問）**

| |
|---|
| 本公開草案の適用時期及び経過措置に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。 |

## ■ その他

**質問 4（その他）**

| |
|---|
| その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。 |

以　上

## 【参考】GX 推進法に基づく排出量取引制度の概要

### 制度の概要

本公開草案の適用対象となる GX 推進法に基づく排出量取引制度の概要は次のとおりである。

(1) 国による指針の策定

経済産業大臣は、排出枠の割当てに関する実施指針を策定し、当該指針において、制度対象事業者が脱炭素投資の実施等により達成すべき排出削減目標の基準等を定める（GX 推進法第 32 条第 1 項及び第 2 項）。

(2) 排出目標量の届出及び排出枠の割当て

① 二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上である事業者は、実施指針に基づき業種特性等を考慮して算定される排出目標量等の事項を経済産業大臣に届け出なければならない（GX 推進法第 33 条第 1 項）。

② 経済産業大臣は、制度対象事業者からの届出の内容に基づき、当該事業者に排出枠を無償で割り当てる（GX 推進法第 34 条第 1 項）。

(3) 排出枠取引の実施

① 制度対象事業者は、自らの排出実績量を算定し、第三者機関の確認を受けた上で報告しなければならない（GX 推進法第 35 条第 1 項及び第 2 項）。

② 制度対象事業者は、割り当てられた排出枠の量に過不足が生じた場合には、排出枠の取引を実施することができる（GX 推進法第 38 条第 1 項）。

③ 排出枠取引市場については、脱炭素成長型経済構造移行推進機構が開設及び運営を行う（GX 推進法第 111 条第 1 項第 6 号）。

④ 経済産業大臣は、排出枠の取引価格について参考上限取引価格及び調整基準取引価格を定める（GX 推進法第 39 条第 1 項及び第 116 条第 1 項）。

(4) 保有すべき排出枠の量の通知

経済産業大臣は、排出実績量に相当する排出枠の量を制度対象事業者の保有義務量として通知する（GX 推進法第 36 条第 1 項及び第 3 項）。

(5) 排出枠の償却

① 制度対象事業者は、排出実績量に相当する量の排出枠を保有していなければならない（GX 推進法第 36 条第 3 項）。

② 経済産業大臣は、排出枠口座簿における制度対象事業者の法人等保有口座から、排出実績量に相当する量の排出枠を償却する（GX 推進法第 37 条第 1 項）。

(6) 未償却相当負担金の納付

制度対象事業者は、排出実績量に相当する量の排出枠に対して未償却となっている排出枠の量がある場合、未償却相当負担金を納付する。当該未償却相当負担金は、未償却量×排出枠の参考上限取引価格×1.1 として計算される（GX 推進法第

41 条)。

**制度上の手続と各年度との関係**

上記の排出枠の算定、報告及び償却等に係る手続と各年度との関係は、次のとおりである。なお、割当年度は制度対象事業者の決算月にかかわらず 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間と定められている。

(1) 割当年度

① 制度対象事業者は 9 月 30 日までに割当年度の排出目標量を算定し、届出を行う。

② 国は上記①の届出に基づき、11 月 30 日に排出枠を制度対象事業者に無償で割り当てる。

(2) 割当年度の翌年度

① 制度対象事業者は、割当年度の排出実績量を算定し、第三者機関の確認を受けた上で 9 月 30 日までに国に報告する。

② 国は上記①の報告に対して、11 月 30 日に保有義務量（割当年度の排出実績量に相当）を制度対象事業者に通知する。

③ 排出枠の過不足分がある場合、制度対象事業者は償却日（翌年 1 月 31 日）までに排出枠の調達又は売却を行うことができる（保有義務量の確定前であっても、排出枠の取引を行うことは可能)。

④ 国により、翌年 1 月 31 日に保有義務量と等量の排出枠の償却が行われる。償却時に保有する排出枠が不足している場合は、制度対象事業者は未償却相当負担金を納付する。

ただし、本制度の初年度である 2026 年度の割当年度については、以下の特例が設けられている。

(1) 2026 年度の割当年度では、2026 年 9 月 30 日までに制度対象事業者に係る基礎的な情報と年度平均排出量のみを届け出る。

(2) 2027 年 9 月 30 日までに、2026 年度の割当年度に係る排出目標量の届出を行う。また、同日までに、2026 年度の排出実績量の報告及び 2027 年度の届出（排出目標量を含む。）も行う。

(3) 2027 年 11 月 30 日に、2026 年度の排出実績量に相当する保有義務の排出枠の量が国からの通知により確定する。また、同日に 2026 年度の排出枠の無償割当と 2027 年度の排出枠の無償割当がいずれも行われる。

以 上